

令和4年第2回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
1 号	市長専決事項の指定についての一部を改正する告示の制定について	1

委員会提出議案第 1 号

市長専決事項の指定についての一部を改正する告示の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 中田 悟

都城市議会議長 長友 潤治 様

（提案理由）

工事の適正な履行及び予定通りの施設供用開始を確保するために、議会の議決を経て変更を行った工事の請負契約について、その後に生じる軽微な変更契約における市長専決事項については、議決を経て変更を行った直近の契約金額を基準とするため、所要の改正を行うもの。

市長専決事項の指定についての一部を改正する告示

市長専決事項の指定について（平成17年度都議会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 (1)～(3) (略) (4) 議会の議決を経た工事の請負契約について、当該契約に係る契約金額の10分の1に相当する金額の範囲内において変更契約を締結すること（ <u>当初の</u> 契約金額からの変更額が3千万円以内の場合に限る。）。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 (1)～(3) (略) (4) 議会の議決を経た工事の請負契約について、当該契約に係る契約金額の10分の1に相当する金額の範囲内において変更契約を締結すること（ <u>議会の議決を経た</u> 契約金額からの変更額が3千万円以内の場合に限る。）。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。